

水道局公共工事総合評価落札方式技術審査委員会設置要綱

制 定 令和4年2月1日工務部長決

最近改正 令和8年9月25日工務部長決

(技術審査委員会の設置)

第1条 大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領（以下「運用要領」という。）第5条第1項に基づき、水道局公共工事総合評価落札方式技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 技術審査委員会は、水道局が発注する公共工事において、総合評価落札方式における技術提案等の審査・評価等を中立かつ公正に行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 技術審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合評価落札方式を適用する工事の決定及び運用要領第4条に定める実施方式の決定
 - (2) 簡易型、標準型又は高度技術提案型による場合の落札者決定基準の決定
 - (3) 簡易型、標準型又は高度技術提案型による場合の技術提案等の審査・評価
 - (4) その他審議を要すると認められる事項
- 2 前項各号の審議にあたり、技術審査委員会は、工事の目的、概要、総合評価落札方式を適用する理由及び評価基準等について、事業担当課から説明を受けるものとする。

(組織)

第4条 技術審査委員会は、別表に定める委員長、共通委員及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、技術審査委員会を代表し総括する。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 技術審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 技術審査委員会は、委員長を含む委員の過半数以上の出席をもって成立とする。
- 3 やむを得ず委員が出席できない場合は、その委員が推薦する課長又は課長代理を出席させることができる。
- 4 委員長は、技術審査委員会を招集できない場合、若しくは技術審査委員会の招集を不要と認めた場合は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで決議に代えることができる。

5 技術審査委員会は、運用要領第7条の規定に基づき、学識経験者に意見を聴取しなければならない。意見聴取の方法は、学識経験者を招き会議形式で意見聴取する方法又は個別に意見聴取する方法のいずれかによるものとする。

6 前項の学識経験者は、公共工事の総合評価落札方式に関する学識経験を有する者から事業担当課長が2名以上選定し、技術審査委員会の承認を得て、委員長が委嘱する。

(庶務)

第6条 技術審査委員会の庶務を担う事務局を、別表のとおり置く。ただし、これにより難しい場合は別途定めるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、技術審査委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年9月1日から施行する。

附 則

この改正規定は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は令和8年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は令和8年10月1日から施行する。

別表

委員長		工務部長	事務局
共通委員		技術監理担当課長	
委員	管路部門	・当該工事監督担当所管水道センター所長 ・当該工事監督担当所管を除く、水道センター所長から委員長が指名する者（１名） ・配水課長、給水課長、土木施設課長の中から事業担当課長以外の者（２名）	土木施設課 (技術監理担当)
	取浄配水場施設・その他部門 (１)	・当該工事場所を所管する浄水場長 ・設備保全センター所長 ・土木施設課長 ・事業担当課長以外で当該事業の特性に応じた知識又は経験を有していると認められる課長級職員の中から委員長が指名する者（１名）	設備課 (技術監理担当)
	取浄配水場施設・その他部門 (２)	・当該工事場所を所管する浄水場長 ・当該工事場所を所管する浄水場長を除く、浄水場長から委員長が指名する者（１名） ・設備課長 ・事業担当課長以外で当該事業の特性に応じた知識又は経験を有していると認められる課長級職員の中から委員長が指名する者（１名）	土木施設課 (技術監理担当)

管路部門は土木施設課、配水課及び給水課が発注所管となる管路工事、
 取浄配水場施設・その他部門（１）は設備課が発注する設備工事及び建築工事、
 取浄配水場施設・その他部門（２）は土木施設課が発注する取浄配水場内工事、
 について審議する。